

Title	東アジア・環太平洋地域の経済統合の現状と日本・韓国の国際通商政策
Sub Title	Economic integration in East Asia and Asia-Pacific and international commercial policies in Japan and Korea
Author	木村, 福成(Kimura, Fukunari) 久野, 新(Kuno, Arata) リー, ヒョン=フン(Lee, Hyun-Hoon) ホ, ヒョン=ソン(Huh, Hyeon-Seung)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2006
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.99, No.2 (2006. 7) ,p.175(5)- 199(29)
JaLC DOI	10.14991/001.20060701-0005
Abstract	<p>東アジアにおいては既に二国間・複数国間によるFTA網が相当程度構築されてきたが、地域全体を包含する経済統合が如何に迅速に実現するかということは、日本および韓国の通商政策の方向性にも大きく依存している。本稿では、ともに近年FTA交渉を積極的に推進している日韓両国のFTA戦略の相違を政治経済学的な観点から考察しつつ、東アジア、あるいは環太平洋地域における経済統合の実現に向けた課題と展望を分析する。</p> <p>In East Asia, although a bilateral and multilateral free trade agreement (FTA) network has already been formed to a certain degree, the speedy achievement of economic integration across the entire region significantly depends on the direction of trade policy in Japan and Korea.</p> <p>This study considers the differences in FTA strategies between Japan and Korea, the two countries aggressively promoting FTA negotiations in recent years, from a political and economic perspective, while analyzing the challenges and perspectives of an economic integration in East Asia or the Pacific Rim.</p>
Notes	小特集：日本と東アジアにおける貿易・投資・環境：現代的課題
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20060701-0005">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20060701-0005</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

東アジア・環太平洋地域の経済統合の現状と日本・韓国の国際通商政策

Economic Integration in East Asia and Asia-Pacific and International Commercial Policies in Japan and Korea

木村 福成(Fukunari Kimura)

久野 新(Arata Kuno)

リー、ヒョン=フン(Hyun-Hoon Lee)

ホー、ヒョン=ソン(Hyeon-Seung Huh)

東アジアにおいては既に二国間・複数国間による FTA 網が相当程度構築されてきたが、地域全体を包含する経済統合が如何に迅速に実現するかということは、日本および韓国の通商政策の方向性にも大きく依存している。本稿では、ともに近年 FTA 交渉を積極的に推進している日韓両国の FTA 戦略の相違を政治経済学的な観点から考察しつつ、東アジア、あるいは環太平洋地域における経済統合の実現に向けた課題と展望を分析する。

Abstract

In East Asia, although a bilateral and multilateral free trade agreement (FTA) network has already been formed to a certain degree, the speedy achievement of economic integration across the entire region significantly depends on the direction of trade policy in Japan and Korea. This study considers the differences in FTA strategies between Japan and Korea, the two countries aggressively promoting FTA negotiations in recent years, from a political and economic perspective, while analyzing the challenges and perspectives of an economic integration in East Asia or the Pacific Rim.

## 東アジア・環太平洋地域の経済統合の現状と 日本・韓国の国際通商政策

木村 福成  
久野 新  
リー, ヒョン=フン  
ホ, ヒョン=ソン

### 要 旨

東アジアにおいては既に二国間・複数国間による FTA 網が相当程度構築されてきたが、地域全体を包含する経済統合が如何に迅速に実現するかということは、日本および韓国の通商政策の方向性にも大きく依存している。本稿では、ともに近年 FTA 交渉を積極的に推進している日韓両国の FTA 戦略の相違を政治経済学的な観点から考察しつつ、東アジア、あるいは環太平洋地域における経済統合の実現に向けた課題と展望を分析する。

### キーワード

地域主義, 自由貿易協定 (FTA), 関税撤廃, GATT 第 24 条, 貿易依存率

### 1. はじめに

かつて東アジアは、ラテンアメリカ等世界の他の地域と比べ、「de facto (事実上の) 経済統合」は進んでいるが、自由貿易協定 (以後 FTA) 締結を含む「de jure (法的な) 経済統合」の面では遅れていると言われてきた。しかし、ここ数年の間に、東アジア及びそれを取り巻くアジア太平洋地域の各国の状況は急速に変化しつつある。日本、韓国を含む東アジア諸国は、世界的な FTA 締結の動きにキャッチアップすべく、二国間・複数国間での FTA 交渉の動きを大胆に加速させている。

他方、「地域」全体としての貿易自由化・経済統合に向けた動きに眼を転ずると、「日中韓 FTA」, 「ASEAN + 3」, 「東アジア共同体」といった言葉に象徴されるように、統合のあり方をめぐる議論はすでに活発になされているほか、2005 年 12 月には第一回東アジア首脳会議<sup>(1)</sup>が開催され、東アジ

---

(1) 日本、韓国、中国、ASEAN10、インド、豪州、ニュージーランド (以下「NZ」) の 16 カ国の首脳が参加した。本稿における「東アジア」の地理的範囲はこれと同様のいわゆる「拡大東アジア」16 カ国とする。

ア共同体の形成を視野に入れた地域としての取り組みがようやく始動したところである。しかしながら、拡大を続けている欧州連合（European Union）、あるいは米大陸における米州自由貿易地域（Free Trade Area of Americas）設立に向けた具体的な取り組みとの比較において、東アジアの地域統合はメンバー、統合の形態、スケジュールなどの面において未だ議論の俎上にあり、多くの不確実性が伴っている。また東アジアにおいては、地域としての協調行動よりも遥かに速いスピードで、各国が独自に二国間・複数国間 FTA 交渉を進めているというのが実態である。こうして各国が競うように FTA 交渉を進展させた結果、東アジアにおいてはすでに FTA の網の目が相当程度形成されていると思われるが、その最新の実態は必ずしも整理されていない。

また、貿易構造の実態に着目すると、日本にとっての最大の輸出相手国は依然として米国であり、韓国にとっても米国は第二の輸出相手国である。さらに制度面に着目すると、日中韓を含む東アジアの多くの国々は、開かれた地域主義を目指して 1989 年に創設された APEC のメンバーでもある。こうした現実の貿易構造や制度的枠組みを踏まえた場合に、日本及び韓国が目指すべき地域統合は本当に東アジア諸国に限定されるべきなのか、より広く環太平洋諸国を取り込む形での統合を目指すべきなのか、その際に APEC という枠組みをどのように活用すべきか、といった議論は未だ十分に詰められていないように思われる。

以上の問題意識のもと、本稿では日本、韓国にとっての潜在的な地域統合の枠組みとなり得る日中韓、ASEAN + 3、東アジア、APEC、環太平洋<sup>(2)</sup>という 5 つの地域を対象とし、すでに形成されている FTA の網の目の現状を各地域別に整理するとともに、各地域における現実の貿易構造を概観する。加えて、FTA 締結をめぐる日本と韓国の現状につき、政治経済学的な視点から分析を行う。

## 2. 東アジアにおける統合の現状

本節では、GATT-WTO に通報された情報及びその他各国政府による公表データを用いて、前述の 5 つの地域において締結された FTA の状況、及び地域毎の FTA 網の完成度について概観する<sup>(3)</sup>。域内国に対してのみ特恵的な待遇を付与する FTA の締結は、GATT-WTO における政策規律の中核とも言える最恵国待遇原則に対する例外として一定の条件のもとに正当化されているものである。FTA 締結の正当化条件については、モノの貿易に関しては GATT 第 24 条、サービス貿易に関しては GATS 第 5 条で規定されている。こうした規定においては FTA 締結の際の WTO 事務局への通報義務をはじめ、様々な条件が課されているが、その解釈については一部コンセンサスに

---

(2) 本稿では、APEC 加盟エコノミーと東アジア諸国の和集合を「環太平洋」諸国と定義している。すなわち、APEC 加盟エコノミーにインド、カンボジア、ラオス、ミャンマーを加えた 25 カ国である。

(3) GATT-WTO における条文上の文言は自由貿易協定（free trade agreement）ではなく自由貿易地域（free trade area）とされているが、以下では便宜上両者を同義として扱う。

表 1 各地域別の現存する FTA 網の完成度

	環太平洋	APEC	東アジア	ASEAN+3	日中韓
地域内の国の数	25	21	16	13	3
潜在的に締結可能な FTA の総数 (a)	300	210	120	78	3
締結済み (b)	103	62	82	66	0
<b>割合 (b/a)</b>	<b>34.3 %</b>	<b>29.5 %</b>	<b>68.3 %</b>	<b>84.6 %</b>	<b>0.0 %</b>
締結済み + 交渉中 (c)	143	92	110	76	1
<b>割合 (c/a)</b>	<b>47.7 %</b>	<b>43.8 %</b>	<b>91.7 %</b>	<b>97.4 %</b>	<b>33.3 %</b>
締結済み + 交渉中 + 協議・研究中 (d)	152	99	116	78	3
<b>割合 (d/a)</b>	<b>50.7 %</b>	<b>47.1 %</b>	<b>96.7 %</b>	<b>100.0 %</b>	<b>100.0 %</b>

出所：表 7 より筆者作成。

注：「締結可能な FTA の数」は域内国を n として  $n(n-1)/2$  で算出した。「締結済み」の中には発効または署名されている FTA が、「交渉中」には実際に交渉が開始されたもの及び交渉開始が政治的に合意された FTA が含まれる。

至っていない部分もある。<sup>(4)</sup> また、発展途上国同士の協定に関しては 1979 年に採択された「開発途上国優遇条項（いわゆる授權条項）」が適用され、GATT 第 24 条等の義務を全て満たさない形での FTA 締結も事実上認められている。したがって FTA における自由化例外をどの程度認めるか、自由化スケジュールをどのような時間的枠組みの下で設定するか、モノの貿易に関する政策以外の政策モードをどこまで含むかなどについては、各 FTA においてかなりのヴァリエーションが存在していることに注意してほしい。

表 1 は、各地域に属する任意の二カ国の組合せの総数（潜在的に締結可能な FTA 総数）、FTA を締結済み、交渉中、協議・研究中の二国間の組合せの数、<sup>(5)</sup> 及びそれらの比率（FTA 網の完成度）を示したもので、表 2 はその詳細な内訳を示したものである。

#### (1) ASEAN+3, 日中韓

ASEAN+3 諸国の間ではこれまでに 66 の二国間で FTA が締結されており、FTA 網の完成度は 84.6 % と他の地域枠組みと比較して最も高い値となっている。同地域において交渉中の FTA を含めるとこの割合は 97.4 % にまで上昇することから、ASEAN+3 における FTA 網はすでに完成しつつあるといっても過言ではない。

ASEAN 諸国は、東アジア地域の経済統合の動きを常に先導してきた。1990 年代初頭に ASEAN 自由貿易地域（AFTA）が締結された背景には、自らの経済発展の核となっている製造業が実は直

(4) 典型的には、FTA 締結国間で「実質的にすべての貿易」について自由化しなければならないとする GATT 第 24 条 8 (b) をめぐる解釈があげられる。

(5) ここで言う「二国間の組合せの数」とは国際法上の協定の数とは必ずしも一致しない。例えば、実際 ASEAN においては AFTA という一つの FTA しか存在しないが、同表においては ASEAN10 カ国の任意の二カ国の組合せ総数である 45 としてカウントされている。

表2 環太平洋諸国間の FTA の現状 (2006 年 6 月末時点)

	ロシア	台湾	香港	日本	韓国	中国	フィリピン	インドネシア	マレーシア	タイ	シンガポール	ブルネイ	ベトナム	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド	豪州	NZ	パプアニューギニア	米国	カナダ	メキシコ	ペルー	チリ	
ロシア	■																									
台湾		■																								
香港			■																							
日本				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
韓国					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
中国						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
フィリピン							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
インドネシア								■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
マレーシア									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
タイ										■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
シンガポール											■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ブルネイ												■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ベトナム													■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ラオス														■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
カンボジア															■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ミャンマー																■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
インド																	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
豪州																		■	■	■	■	■	■	■	■	■
NZ																			■	■	■	■	■	■	■	■
パプアニューギニア																				■	■	■	■	■	■	■
米国																					■	■	■	■	■	■
カナダ																						■	■	■	■	■
メキシコ																							■	■	■	■
ペルー																								■	■	■
チリ																									■	■
締結済み	0	0	1	3	10	12	12	12	13	14	17	14	12	12	12	12	11	5	6	2	6	3	4	3	10	
交渉中・交渉開始合意	0	0	1	10	6	2	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	1	9	9	0	3	3	3	3	1	
協議・研究中	0	2	0	4	2	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	1	0	0	0	
合計	0	2	2	17	18	17	15	15	16	17	21	16	15	15	15	15	14	15	16	2	10	7	7	6	11	

出所：表7より筆者作成。

注： ■：交渉（署名）済み又は発効済み（二国間又は多国間）、○：二国間で交渉中又は交渉開始合意、●：複数国間で交渉中又は交渉開始合意、◇：共同研究又は協議中を示す。また太枠部分は東アジア、網掛部分は ASEAN+3 に属する国の範囲を示す。なお、表7に含まれている域内 FTA のうち、すでにその存在意義や実効性が減少していると思われる Bangkok Agreement, GSTP, PTN は除外してある。

接投資によって進出してきた外資系企業に大きく依存していることを自覚したこと、そして巨大な直接投資アトラクターとして登場してきた中国に外資系企業を奪われてしまうのではないかとの強い危機感を持ったことが挙げられる。当初 AFTA では実体的な域内関税撤廃はほとんど行われず、直接投資を呼び込むための広告塔としての役割を果たしているに過ぎないと評価されてきた。しかしこの数年、関税撤廃も本格化し、域内優遇税率の適用も急速に伸びている。<sup>(6)</sup> ASEAN 事務局は相変わらず弱体であるが、ASEAN+3 地域においては ASEAN が実質的に経済統合を先導しており、それが現在の ASEAN をハブとするかのような自由貿易協定網の整備につながっている。

ASEAN+3 域内で交渉開始に至っていない組合せは日中、中韓という 2 つのみであるが、すでに研究が開始されている日中韓 FTA を含めると域内の全ての二国間の組合せにおいて FTA 締結に向けた具体的な動きが始まっていることになる。他方、以上の事実の裏側にはもうひとつの別の事実が潜んでいる。すなわち、日中韓はそれぞれ ASEAN との交渉に励んでいるが、日中韓という地域内においては依然として 1 つも FTA が成立していない。

## (2) 東アジア

ASEAN+3 にインド、豪州、NZ を加えた東アジアにおける FTA 網の完成度は 68.3 % であり、ASEAN+3 のそれと比較してやや遅れている。しかし、豪州・NZ が共に ASEAN との交渉を行っていること、及び韓国はインドと、中国は豪州、NZ とそれぞれ交渉を行っていることなどから、これら交渉中の FTA を含めると同割合はやはり 9 割を超える。冒頭で述べたとおり東アジア共同体の設立に向けた地域としての政治的な取り組みはようやく開始されたところであるが、各国独自の行動の結果、すでに同地域においても統合の程度は相当程度進んでいるのである。同地域において FTA に関する協議・研究が開始されていない組合せは、日 NZ、韓豪、印豪、印 NZ の 4 つのみとなっている。

## (3) APEC、環太平洋

APEC 加盟エコノミー同士の FTA 網の完成度は 29.5 % と最も低い水準に留まっているが、その要因は 2 つに分解することができる。第一に、すでに多くの国と FTA を締結している CLM 諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー）及びインドが APEC に加盟していないこと、第二に、これまでほとんど独自に FTA 網を構築していないロシア、台湾、香港、パプアニューギニア、及び近年 FTA 締結には意欲的なものの東アジア諸国との FTA は発展途上にある米大陸の 5 カ国（カナダ、米国、メキシコ、ペルー、チリ）が APEC エコノミーに含まれていることである。<sup>(7)</sup> これらの理由によ

(6) 助川（2005）参照。

(7) 台湾は国交を有するパナマ、グアテマラ、ニカラグアと FTA を締結しているほか、現在同じく国交を有するホンジュラス、エル・サルバドルと FTA 交渉を進めているが、東アジア諸国、あるいは

り、APECにおけるFTA網は協議・研究が開始されたFTAを含めても47.1%に留まっている。

他方、東アジア諸国とAPECエコノミーの和集合として定義する環太平洋諸国については、その完成度が34.3%、協議・研究が開始されたFTAを含めると50.7%とAPECと比較して若干高い水準となっている。

#### (4) 各国別のFTA締結状況

これまでFTAの完成度に関する地域別の整理を行ってきたが、ここで環太平洋地域における域内のFTA締結状況を国別に概観しておく(表2最下段<sup>(8)</sup>)。表からも明らかな通り、FTA網の完成度が極めて高い東アジア諸国の間でさえ、すでにFTAを締結した相手国の数には相当の乖離が存在している。例えばシンガポールはすでに全ての東アジア諸国において何らかの特恵的なアクセスを獲得しており、タイ、マレーシアについても交渉中の二カ国を残すのみとなっている。これに対し、NZ、豪州、日本は大きな遅れをとっている。とりわけ日本は東アジアの中で最もFTA締結が遅れている国であり、これまでは日本が域内統合の牽引役を演じてきたとは言い難い状況にあった。こうした遅れを取り戻すべく、現在日本は精力的に交渉・協議・研究を実施しており、これら全てのFTAを合計すると17カ国(域内で三番目)となる。韓国も、チリ、シンガポールとのFTA締結を契機にASEAN、カナダ、メキシコ、米国と積極的に交渉を展開しており、協議・研究中のFTAまで含めると18カ国となる(域内で二番目)。

なお、各国がFTAをすでに締結した相手国の市場規模の合計についても相当の乖離が生じている(表3)。無論、獲得済みの市場規模サイズはFTA締結済みの相手国の数よりもむしろ、米国、日本、中国といった大きな市場を持つ国とFTAを締結しているか否かに依存している。例えば、メキシコとチリはともに約17兆ドルという規模の市場への特恵的なアクセスを獲得しているが、FTAを締結した相手国数を比較すると両方で倍以上の乖離がある。また、韓国とチリはそれぞれ10カ国との間でFTAを締結しているが、獲得した市場規模の合計には2倍以上の差が見られる。こうした差が各国のFTA戦略の差異によるものであるか否かは自明ではないが、結果論としては少ない数のFTAで大規模な市場へのアクセスを得ている国と、締結済みの相手国数のわりには獲得した市場規模が小さい国とが存在しているという事実は興味深い。

### 3. 東アジア・環太平洋地域における統合の現状

前節においては、5つの地域枠組みにおけるFTA網の完成度を概観したうえで、環太平洋におけ

APECエコノミーとのFTA交渉開始には未だ至っていない。香港は中国とFTAを結んでいるほか、現在NZとFTA交渉を行っている。

(8) 各国が環太平洋域外で締結したFTAについては表7を参照のこと。

表3 環太平洋諸国が域内で FTA 締結した相手国の数と市場規模合計

	国数	市場規模		国数	市場規模
シンガポール	17	21,156.5	チリ	10	16,948.4
タイ	14	4,061.9	NZ	6	1,009.0
ブルネイ	14	4,286.3	米国	6	2,561.4
マレーシア	13	8,602.8	豪州	5	12,083.2
中国	12	1,053.0	メキシコ	4	17,406.7
フィリピン	12	4,013.8	日本	3	901.6
インドネシア	12	3,840.7	カナダ	3	12,482.4
ベトナム	12	4,053.2	ペルー	3	11,967.6
ラオス	12	4,095.9	パプアニューギニア	2	736.3
カンボジア	12	4,093.5	香港	1	1,931.7
ミャンマー	12	4,089.3	台湾	0	0.0
インド	11	889.9	ロシア	0	0.0
韓国	10	728.3			

出所：World Bank, *World Development Index* より作成。ブルネイ。ミャンマーのみ ASEAN 事務局 WEB サイト (<http://www.aseansec.org/stat/>) より作成。  
注：市場規模は FTA 締結済みの相手国（環太平洋諸国のみ）の GDP の合計額（2004 年の値。単位は 10 億ドル）。交渉・協議中の相手国は含まない。

る国別の FTA の締結状況についても整理を行った。以下では、各地域における現実の貿易構造と、各地域における FTA 網の完成度の対応関係につき考察する。

#### (1) 地域別の域内貿易依存率

各地域の域内貿易依存率を見ると、地域統合のシナリオとして現在検討されている東アジア共同体、ASEAN+3 という枠組みにおいてはそれぞれ 43.3%、39.4% という水準となっている（表 4）。他方、FTA 網の完成度がやや遅れている APEC、環太平洋という地域で見ると、逆に域内貿易依存率は 7 割にまで上昇する。東アジアや ASEAN+3 における FTA 網の完成度の高さを踏まえると、前記の依存率の水準は意外にも低いことがわかる。

この理由についてはいくつか挙げられるが、ここでは主な要因として、東アジアあるいは ASEAN+3 諸国の貿易構造の実態と、現在想定されている地域枠組みの制度的との間のねじれ現象について指

表 4 各地域における域内貿易依存率（2004 年）

	環太平洋	APEC	東アジア	ASEAN+3	日中韓
域内輸出依存率	72.9 %	72.2 %	39.0 %	35.1 %	20.6 %
域内輸入依存率	70.3 %	69.5 %	48.1 %	44.3 %	28.1 %
域内貿易依存率	71.5 %	70.8 %	43.3 %	39.4 %	24.1 %

出所：IMF, *Direction of Trade Statistics Yearbook 2005* 及び中華民国經濟部国際貿易局 WEB サイト (<http://eweb.trade.gov.tw/>) より作成。

表 5 環太平洋諸国の輸出依存率（2004 年）

	輸出依存率									環太平洋 うち FTA 締結済 相手国
	輸出総額 (世界)	日本	韓国	中国	米国	ASEAN	東アジア	APEC		
ブルネイ	4,514	38.1%	14.0%	4.5%	8.6%	17.3%	88.0%	96.8%	96.8%	40.0%
ミャンマー	3,111	5.3%	0.9%	6.1%	0.0%	44.7%	69.1%	60.3%	72.0%	88.0%
香港	259,284	5.3%	2.2%	44.0%	17.0%	6.2%	59.9%	80.2%	81.2%	54.2%
豪州	85,997	18.9%	7.8%	9.3%	8.2%	11.8%	59.9%	72.3%	77.1%	28.3%
インドネシア	71,546	22.3%	6.8%	6.4%	12.3%	18.2%	59.6%	76.0%	79.2%	43.4%
シンガポール	179,458	6.5%	4.1%	8.6%	13.0%	27.8%	53.5%	79.3%	82.2%	80.9%
ラオス	540	1.9%	0.3%	3.0%	0.9%	47.1%	52.6%	56.8%	56.8%	88.9%
マレーシア	126,507	10.1%	3.5%	6.7%	18.8%	25.1%	51.4%	78.5%	81.0%	58.9%
NZ	20,268	11.3%	3.8%	5.7%	14.4%	7.6%	50.0%	71.9%	72.5%	32.9%
タイ	97,408	14.0%	1.9%	7.4%	16.1%	22.0%	49.2%	72.3%	75.2%	44.2%
フィリピン	39,670	20.1%	2.8%	6.7%	18.2%	16.6%	47.7%	80.3%	80.6%	32.6%
バブアニューギニア	4,276	5.8%	0.8%	4.6%	1.2%	5.6%	46.9%	47.2%	48.7%	58.7%
ベトナム	25,779	13.7%	2.4%	9.0%	20.3%	13.1%	45.7%	69.6%	71.5%	34.7%
台湾	174,008	7.6%	3.1%	19.5%	16.2%	13.3%	45.7%	80.1%	80.9%	0.0%
韓国	253,125	8.6%		19.7%	17.0%	9.5%	40.7%	71.1%	72.6%	11.7%
日本	565,487		7.8%	13.1%	22.7%	12.9%	36.8%	75.7%	76.3%	8.3%
チリ	32,548	11.6%	5.7%	10.1%	14.4%	1.8%	30.8%	52.8%	54.1%	73.8%
中国	593,232	12.4%	4.7%		21.1%	7.2%	27.0%	70.2%	71.5%	34.3%
米国	816,000	6.7%	3.2%	4.3%		5.9%	22.8%	64.3%	65.0%	63.7%
インド	75,384	2.5%	1.2%	5.6%	17.1%	9.9%	20.2%	45.2%	45.4%	22.1%
ペルー	12,468	4.4%	1.6%	9.9%	29.5%	0.8%	17.6%	58.6%	59.0%	59.1%
カンボジア	2,589	3.5%	0.2%	1.1%	55.9%	7.5%	12.4%	72.9%	73.0%	12.0%
ロシア	166,369	2.1%	1.2%	6.0%	5.0%	1.1%	11.9%	17.2%	18.7%	0.0%
カナダ	315,950	2.1%	0.5%	1.6%	85.1%	0.7%	5.6%	92.1%	92.3%	93.1%
メキシコ	187,812	0.6%	0.1%	0.5%	87.6%	0.2%	1.9%	91.7%	91.9%	98.2%

出所：IMF, *Direction of Trade Statistics Yearbook 2005* 及び中華民国經濟部国際貿易局 WEB サイト (<http://eweb.trade.gov.tw/>) より作成。

摘しておく。第一に、東アジアや ASEAN+3 という枠組みには、各国が貿易面で大きく依存している米国が含まれていない。特に輸出面に着目すると、日中韓については依然として ASEAN10 力国に対するよりも米国一国に対する輸出依存率の方が遥かに高い（表 5）。第二に、地域枠組みへの参加が未だ不透明な台湾、香港が当該地域の構成国として含まれていない<sup>(9)</sup>。実際には、日中韓を中心に域内国は、貿易面で香港・台湾に強く依存している。例えば、日本の台湾と香港に対する輸出額の合計は対中輸出額を上回っているほか、中国についても対日輸出額を上回る規模の輸出を台湾・香港に対して行っている。以上の 2 点から、現在想定されている東アジア共同体及び ASEAN+3 という枠組みの域内貿易依存率は APEC のそれと比較して遥かに低い水準に留まっている。

(9) なお、香港は独立関税地域であり、中国が第三国との間で FTA（例えば ASEAN+3）を締結した場合に、香港が自動的に当該 FTA のメンバーになるわけでも、中国に与えられた特惠税率が無条件に香港製品に適用されるわけでもない。詳しくは竹内（2005）を参照のこと。

表6 環太平洋諸国の輸入依存率（2004年）

	輸入依存率									環太平洋 うちFTA締結済 相手国
	輸入総額 (世界)	日本	韓国	中国	米国	ASEAN	東アジア	APEC		
バブアニューギニア	1,460	4.4%	1.0%	3.5%	3.0%	29.6%	90.7%	94.6%	95.4%	53.9%
ミャンマー	3,454	3.4%	5.2%	29.8%	0.4%	47.5%	90.0%	91.4%	94.7%	90.6%
ラオス	1,057	1.5%	1.0%	10.5%	0.6%	73.7%	88.7%	90.8%	91.2%	93.7%
ブルネイ	1,641	7.2%	2.1%	3.1%	3.3%	60.3%	75.2%	83.1%	83.4%	79.1%
香港	271,416	12.1%	4.8%	43.5%	5.3%	12.0%	74.5%	86.5%	87.9%	49.5%
カンボジア	3,538	2.5%	3.9%	13.6%	1.8%	49.3%	70.4%	94.3%	94.9%	71.0%
ベトナム	33,241	10.6%	10.8%	13.8%	3.9%	25.5%	64.3%	84.1%	86.5%	59.9%
マレーシア	104,294	16.1%	5.0%	9.9%	14.7%	24.2%	58.6%	81.3%	82.6%	68.4%
インドネシア	46,521	13.1%	4.2%	8.8%	7.0%	24.7%	58.4%	68.4%	70.8%	56.6%
台湾	167,883	26.0%	6.9%	9.9%	12.9%	12.1%	57.7%	74.6%	75.1%	0.0%
タイ	95,353	24.1%	3.8%	8.8%	7.8%	17.0%	57.6%	70.4%	73.1%	40.5%
NZ	23,092	11.2%	2.9%	9.7%	11.3%	9.6%	56.3%	72.3%	72.9%	38.2%
シンガポール	162,967	11.8%	4.3%	10.0%	12.8%	26.8%	56.2%	76.1%	77.9%	88.5%
フィリピン	44,035	17.4%	6.2%	6.0%	18.8%	19.0%	51.2%	82.4%	83.1%	38.4%
豪州	103,641	11.8%	3.5%	12.7%	14.8%	16.3%	48.9%	69.4%	70.2%	38.0%
韓国	224,459	20.6%		13.2%	12.9%	10.0%	48.2%	68.8%	69.6%	14.1%
日本	454,816		4.9%	20.7%	14.0%	14.8%	45.8%	67.8%	68.5%	7.2%
中国	561,422	16.8%	11.1%		8.0%	11.2%	42.8%	67.8%	69.2%	20.2%
米国	1,525,000	8.7%	3.1%	13.8%		6.1%	33.5%	64.2%	65.4%	45.2%
インド	99,833	4.1%	4.3%	8.4%	8.3%	11.1%	32.7%	47.4%	48.0%	24.0%
メキシコ	201,156	5.3%	2.6%	7.1%	55.1%	4.1%	19.9%	80.3%	80.7%	79.0%
ロシア	69,055	5.7%	2.9%	6.9%	4.7%	1.9%	18.7%	23.6%	24.5%	0.0%
チリ	24,984	3.3%	2.8%	7.4%	14.0%	1.7%	16.2%	37.8%	38.2%	82.2%
カナダ	271,869	3.8%	1.6%	6.8%	58.9%	2.3%	15.7%	80.1%	80.6%	78.3%
ペルー	9,757	1.6%	1.9%	3.3%	30.3%	1.1%	9.2%	51.9%	52.4%	72.0%

出所：IMF, *Direction of Trade Statistics Yearbook 2005* 及び中華民国經濟部国際貿易局 WEB サイト (<http://eweb.trade.gov.tw/>) より作成。

(2) 各国別の依存率

次に東アジアにおける域内貿易依存率を国別に見てみると、米国への輸出依存度が極めて高いカンボジアを例外とすれば、ASEAN 諸国の域内依存率は日中韓と比較して輸出入ともに総じて高く、ASEAN と日中韓との間の貿易上の依存関係は非対称的な構造となっている（表5及び表6）。例えば中国の東アジア諸国に対する輸出依存率は27%に過ぎないほか、日中韓はいずれも東アジアに対する輸出入依存率が豪州やNZ、あるいは（同枠組みに参加していない）台湾や香港よりも低い水準となっている。ただし、このことは、日中韓がASEAN+3で展開されている国際的生産・流通ネットワークの重要な構成国となっていることとは何ら矛盾しない。日中韓のASEAN+3との貿易の絶対額は、同地域の貿易全体にとって大きなシェアを占めている。

東アジア首脳会議に参加しているインド、及び参加希望を表明しているロシアについては輸出入ともに東アジアに対する依存率はさほど高くなく、特にロシアの輸出依存率は約12%に過ぎない。

#### 4. 日韓の FTA 戦略の相違とその背景

日本と韓国はともに FTA 締結が遅れている北東アジアに位置しているが、前節で概観したとおり近年は積極的に FTA 網の拡大に乗り出している。両国は外見上、似たような戦略を採用して同様の相手国・地域と FTA 締結を進めているように見える。しかし実際には、その政治的・経済的背景を見れば通常考えられているよりもはるかに大きな相違点を有している。本節では、東アジアにおける経済統合の方向性に少なからぬ影響を与える日韓の違いを抽出し、その視点から両国の FTA 戦略の相違を明らかにしたい。

##### (1) 政治・経済的背景の違い

日韓の相違を生み出す背景の第 1 は政治体制・行政構造の違いである。同じ民主主義国家でありながら、日本は自民党が長期にわたって与党となっている議院内閣制、韓国は大統領制である。政治と行政の力関係は両国で大きく異なる。FTA に関しては、両国とも現政権のトップの政治的指導力が弱体である点は共通しているが、一方で行政の関わり方は大きく異なる。日本は行政主導、韓国は政治主導である。

この相違は、FTA の交渉方法の違い、国内コンセンサスの形成経路の違いにも反映されてくる。日本においては、若干変化の兆しは見られるものの、首相官邸を中心とする政治が FTA 戦略に強い指導力を発揮するということは現状ではどうも考えられない。日本の FTA 交渉では、異なる政策 이슈を所管し、異なる利益団体との関係を構築している各省庁の代表者が共同議長として同時に交渉のテーブルにつくボトムアップ方式がとられる。したがって、交渉入りを決定するのにしばしば多くの時間を要するのみならず、交渉開始後も利益団体との意見交換や省庁間の利害調整の為に多くの時間が割かれる。関税撤廃交渉等においても、極めて低い譲歩段階から交渉を通じて徐々に自由化度を高めていく方式がとられる。しかし、いったん署名までこぎつけば、その段階では全ての国内調整は終わっており、国会での批准はほとんど自動的である。

一方、韓国では、大統領とごく少数の官僚が FTA 戦略の形成と FTA 交渉に当たるトップダウン方式がとられる。そのため、交渉開始も機敏で、交渉方法も当初から高い目標を掲げることが可能となる。その代わりに、行政の他部門や民間の各種利益団体との情報交換や根回しは交渉途中では必ずしも十分になされないため、FTA 交渉が大詰めに至り、署名・批准の段階に達してから政治問題化する危険性ははらんでいる。

第 2 の背景は、国際政治・国際経済上の自己認識の違いである。日本は韓国と比べると地政学的発想ははるかに薄く、特に東アジアとの関係は経済主導である。日本人にとってごく自然と認識さ

れる経済統合の範囲は、まずは日系企業が数多く進出して国際的生産ネットワークが形成されている ASEAN+3 である。それに対し韓国人はまず、朝鮮半島の置かれた国際政治状況、地政学的位置から考え始める。南北朝鮮を中央に置き、それを米国、日本、中国、ロシアが取り囲んでいる図、これが出発点である。また、経済の結びつきという点でも、中国のウェイトが重く、ASEAN は軽い。したがって、外交上の要請から日中韓の次に来る経済統合の範囲はしばしば、ASEAN+3 ではなく、北朝鮮、極東ロシア、モンゴルなどを含む「北東アジア」であったりする。

第 3 の背景は、政策改革への志向の強さの違いである。韓国は、苛烈な民主化運動とアジア通貨・金融危機に伴う大規模な政策改革を乗り越えてきた経験から、政治レベルでの国内制度改革への意欲が日本よりもはるかに強い。この相違の結果、FTA 戦略においては両国ともに包括性を唱え、関税撤廃以外の広範な政策モードも FTA に含めようとしているが、実際にはかなり異なった政策目標が協定に盛り込まれてくることになる。日本の場合、包括的 FTA の必要性は何よりもまず東アジア発展途上国におけるビジネス環境整備のために求められるわけで、日本自身の国内改革を加速するためではない。農業や人の移動を国内の政策改革と結びつけて考えようとする志向もないわけではないが、それ以外の分野での国内政策改革への志向はほぼ皆無と言ってよい。それに対し韓国では、実現性はともかくとして、大統領及び通商交渉担当者の改革意欲は強い。そこから、非関税障壁撤廃やサービス産業の競争力強化のための改革などが、FTA 交渉の中に持ち込まれることになる。

## (2) 日韓 FTA 交渉の難航

以上のような日韓の政治的・経済的背景の違いは、具体的な FTA 交渉に大きな影響を与えてくる。特に日韓の FTA 交渉では、お互いの相違点が最も先鋭的な形で表れてきている。

1998 年、日韓はお互いを最初の本格的な FTA の相手国とすべく、検討を開始した。その後なかなか本格交渉には踏み切れず、日本はシンガポールとの FTA を発効させ、韓国もチリとの FTA を署名にこぎつけた後、2003 年 12 月、ようやく正式な政府間交渉にはいった。しかし、2004 年 11 月以降、交渉は中断されてしまっている。

交渉中断の直接的原因は、モノの貿易の自由化に関し、韓国側が原則例外なき自由化を交渉の出発点をしようと提案したのに対し、日本側の提示した貿易障壁撤廃の最初のオファーが農産品を中心にあまりに低いレベルのものであったためと伝えられる。これはまさに、韓国側のトップダウン方式と日本側のボトムアップ方式の食い違いが先鋭的な形で問題化したものである。韓国側は、日本が農業も例外とせずに FTA 交渉を進めるとの強い意志を示してくれないと、日本との FTA で被害を受けるかも知れない製造業等を説得できないとする。一方で日本側としては、例外なき自由化を先に掲げたのではそもそも農水省が交渉のテーブルにつかないことになるので、これでは交渉が始められない。もちろん、日本側も農業部門における譲歩の可能性を否定しているわけではないが、韓国側としては出発点が低すぎると考えたのである。

このようなアプローチの違いを両者がお互いに理解しなかったために交渉が中断しているのか、それとも他にもっと本質的な問題があるためこれを交渉中断の口実としているのか、どちらであるのかは意見の分かれるところであろう。より本質的な問題があるとすれば、1つは日本企業の競争力に対して韓国経済界が抱いている根強い警戒心である。対日関税が撤廃されれば、日本製品が韓国に押し寄せ、競争力のない韓国の中小企業は苦境に陥り、貿易赤字も拡大する、このように主張する論者は、韓国政府部内や韓国経済界、韓国ジャーナリズムのみならず、韓国人研究者の中にもたくさん存在する。冷静に考えれば、おおむね8%程度しかかけられていない韓国の製造業品について関税を撤廃したところで、それほど大きな産業調整圧力が生ずるとは考えがたい。二国間の貿易インバランスの存在を大きく取り上げるとは経済学的に問題があることも明らかである。むしろ、日韓でよいシナジー効果が生まれ、韓国企業の国際競争力が強化されるというシナリオの方がはるかに説得的である。しかし、韓国側には、このような経済問題について官民学一体となって検討を加える仕組みが十分に整備されていないように思われる。

また、韓国として日本に何を要求するのか、そのアイデアも決して豊かとは言えない。日本の製造業は一部を除いてすでにほぼ自由貿易に近い。サービス業で韓国が日本進出できそうな分野はごく限られているであろう。非関税障壁は韓国側が当初から交渉に含めたいと主張しているものであるが、どの分野にどのような障壁が存在するのか具体的に指摘しない限り、自ら問題を発見して改革していこうとの意欲の弱い日本側は動かない。日本の経済・技術協力を求めるには韓国の所得水準は高すぎる。このような事情も、韓国国内で日本とのFTAを支持する主張の説得力を弱めている。

韓国との交渉中断が長引いているもう1つの理由は、日韓FTAがすぐにはできなくても日本の経済界としてはそれほど困らないという事情もある。韓国は、ASEANや中国と異なり、日本企業にとって主要な投資先とはなっていない。むしろ、日本企業の多くにとっては、1990年代初頭の韓国内の労働運動等で辛酸をなめて撤退してきた記憶がまだ生々しい。日韓FTAが実現しても、そうした事情はそれほど変化しないかも知れない。したがって、日本経団連をはじめとする経済界は、もちろん総論は日韓FTA支持であるが、ASEAN諸国とのFTA交渉の時ほど熱心になっているわけではない。

日韓FTAの交渉再開のめどはたっていない。すでに盧武鉉政権の通商外交戦略が大きく転換されてしまったことを踏まえると、韓国が現政権下で日韓FTA交渉に再び目を向ける可能性は極めて低いとする識者が多い。

### (3) 中国・北東アジアへのアプローチ

北東アジアの経済統合の遅れは日韓ともに自覚するところであり、いずれは何らかの形で中国も含めた経済統合を進めていかねばならないと考えている点は、日韓で一致している。しかし、経済面でも政治的側面でも、日韓の中国に対するアプローチは微妙にずれている。

経済面に関する限り、日韓とも、生産拠点として、また市場としてますます比重を高める中国との結びつきを急速に強めている。直接投資パターンを見ると、韓国企業の投資は山東省にかなりの集中を見せているが、日本企業の投資は華東と華南を中心としつつ中国全土に広がっているという違いがある。日本としては、日中間で FTA 交渉を行うのであれば、何らかの形で中国国内全般のビジネス環境改善に対して要求を出していけるような体制を作りたいと強く望んでいる。韓国の場合、中国のビジネス環境改善に対する関心は日本よりも薄い。それよりも、対中貿易黒字となっている現状を踏まえ、当面の FTA の貿易上の利益を強調する傾向が強い。韓中の関税が撤廃されることによって競争力のある中国内の多国籍企業の製品や開発輸入による農産品が韓国に輸出されてくる可能性もあるはずだが、それについての韓国側の懸念は今のところ強くない。

中国との政治的関係についても、日韓で大きな隔たりがある。日本の場合、歴史問題・領土問題の存在、政治体制の違いに加え、東アジアにおける強大な新興勢力との対抗という側面もあり、良好な日中関係を構築するのは極めて難しい状況にある。直近の政治的冷却は一時的なものであったとしても、中長期的にもある程度の政治的対立の構図が続くことは避けられそうにない。

一方、韓国は、国交回復後の期間はまだ短いから中国との良好な関係を保つことが不可欠な状況にあり、関係悪化のリスクを負ってまで中国に何か強い要求を突きつけるというような立場にない。また、一般に、韓国人の中国に対する歴史的な畏敬の念あるいは文化的親近感、日本人のそれよりもはるかに強い。日本と中国の橋渡しを務めることによって東アジアにおいてピボタル・ロールを果たすといった発言がしばしばなされる。しかし、政治的問題はもとより、経済問題についても、たとえば日中韓 FTA の前哨戦たる日中韓投資対話において韓国がリーダーシップを発揮するといった場面は、少なくとも日本の立場から見ればまだ実現していない。

日中韓の関係についても、日韓がお互いの立場の違いをよく理解せずにかえって不信感を醸成してしまう危険性が常に存在する。

#### (4) ASEAN+3 のとらえ方

日本の対中・対 ASEAN 直接投資の比率は、対中直接投資が急速に伸びているにもかかわらず、累積で見ればまだ 1:2 に近い。韓国の場合は逆に 2:1 である。この違いが、ASEAN に対する日韓両国の関心の大きさの相違につながっている。

日本の ASEAN あるいは ASEAN+3 への関心は、何よりも国際的生産・流通ネットワークをより活性化することにある。日本は ASEAN 主要国と二国間 FTA の締結を進めているが、そこでの主要課題は ASEAN 側のビジネス環境整備である。そのための施策が FTA の条文の中、あるいは FTA に伴うさまざまな政策モードの中に盛り込まれている。たとえば、各種の貿易・投資円滑化措置、細かいビジネス上の問題点を解決するための官民対話チャンネルの設置、政府開発援助 (ODA)

等を導入しての地場系中小企業育成などである。日本と ASEAN 各国との二国間 FTA 交渉を通常の FTA のように双方の関税撤廃交渉を中心とするものと考えれば、その本質を見誤る。むしろ、日本側が ASEAN 各国に対しビジネス環境整備を求め、ASEAN 諸国の側からはそれを実現するための経済・技術協力を要求する、というバーゲニングが行われていると見るべきである。このビジネス環境整備という面では、すでに交渉段階からかなりの成果が上がっている。現在進行中の日本 = ASEAN の FTA 交渉は、深掘りした二国間 FTA を CLMV 諸国に拡大・補完し、地域全体の関税撤廃スケジュールと原産地規則の整備を目指すものと位置付けられている。

一方、ASEAN+3 に政治的含意を持たせることに関しては、日本国内に強い抵抗感が芽生えている。当初は日本でも、ASEAN+3 の経済統合が自然な形で政治統合へと結実していくであろうとの楽観的な意見が強かった。しかし、歴史問題や日中の政治体制の違いは容易に克服できず、また中国の機敏な外交と常に舌足らずの日本の外交という構図が鮮明になるにつれて、少なくとも短中期的には、ASEAN+3 で日本が政治的リーダーシップをとれる可能性は極めて低いとの見解が強まった。経済問題はさることながら、政治・安全保障問題まで踏み込んで中国提案をサミットの論題とするなどというのは、中国にたびたび煮え湯を飲まされている今の日本人の感覚からすれば悪夢以外の何者でもない。

2005 年、東アジアサミット構想が浮上してきた時には、中国やマレーシアが ASEAN+3 の枠組みを主張したのに対し、中国の政治的プレゼンスの拡大を警戒する日本やタイは周辺国を加えた「拡大東アジア」を主張した。結果的には、日本、タイなどの主張が通り、米国をオブザーヴァーとして含めることはできなかったものの、豪州、NZ、インドを入れた形で、政治的含意を薄めることとなった。

一方、韓国の ASEAN に対する働きかけはより冷静あるいはある意味でより淡泊である。モノの自由化についての AKFTA は、AFTA と ACFTA で採用された関税撤廃方式と原産地規則をほぼ踏襲し、時間をかけずに交渉妥結に至った。現在、タイとの間のみ、コメを自由化例外としたいとする韓国との間の溝が埋まらずに合意が遅れているが、それ以外の国とはすでに署名済みである。モノの貿易以外の分野の交渉はゆっくりと進めていく構えである。

韓国企業の ASEAN におけるプレゼンスは、とりわけサムソン、LG を中心とする家電関係等で大きくなっており、それ以前の日本企業の市場シェアを次々と奪っている。韓国企業は、日本企業と比べ後発であることから、むしろ日本企業よりもすっきりとデザインされた生産ネットワークを

(10) AFTA では、関税撤廃についてはノーマル・トラックとセンシティブ・トラックの比率等を大枠のみ決め、どの品目をどこに含めるかは各国に任せてしまうという簡便な方式を採用した。また原産地規則も、原則一律に付加価値率 40 % 基準を採用している。ACFTA、AKFTA も大筋この AFTA 方式を採用した。一方、現在進行中の日本と ASEAN の交渉では、関税撤廃については品目ごとの交渉、原産地規則については付加価値基準が不便である場合には他の基準、たとえば関税番号変更基準を用いる方向で、交渉が進んでいる。

組んでいる。そのことから、ビジネス環境全般を改善することにそれほど強い関心を抱かないのかも知れない。

#### (5)(拡大)東アジア FTA、環太平洋 FTA に向けての試み

ASEAN+3 以外の環太平洋諸国との FTA 締結の現状を日韓と比較すると、日本はメキシコと締結済み、チリと交渉中、インドと交渉入りに合意(2006年7月)という状況、韓国はチリと締結済み、さらにカナダ、米国、インドなどと交渉中である。しかし、日韓とも、ASEAN+3 を超える FTA 網の最終的な終着点を示すところまでには至っていない。

アジア太平洋地域では、カナダやシンガポールなどから「APEC FTA」あるいは環太平洋先進国 FTA のアイデアが提示されたり、NZ、シンガポール、ブルネイ、チリが形成する Trans Pacific SEP の強化が打ち出されるなど、経済統合再編に向けた動きが散見される。WTO のドーハ・ラウンド(DDA)交渉が長引くことがほぼ確実となってきた現在、各国の通商交渉リソースがさらに地域主義に割り当てられ、何らかの形で太平洋をまたがる複数国間 FTA 構想が浮上してくる可能性は十分にある。その時に日韓がどのように対応していくのだろうか。この点については、まだ日韓両国とも十分に検討を加えていないように思われる。

しかし、日韓を比べれば、韓国が一步リードしていることは間違いない。2006年6月、韓国は米国との FTA 交渉にはいった。これはトップダウン・アプローチをとってなければありえない選択であり、このような機敏性を日本に期待することは不可能である。しかし、この交渉の合意に向けては多くの難題が存在する。米国側は、これまでの FTA 交渉例にならい、通商代表部(USTR)があらゆる業界の要望を効率よくとりまとめ、高い要求を韓国側にぶつけてくるであろう。一方、韓国側が米国に要求しうるアイデアは乏しい。韓国側は、米国市場の開放よりもむしろ、自らの国内改革を主要な動機とせざるを得ない。それに韓国側の産業界が耐えられるであろうか。さらに、韓国国内の反対勢力は、単に米国企業の競争力を恐れる産業界にとどまらない。反グローバリズムを標榜する NGO、左翼的反米勢力なども、強い反対勢力である。学会やジャーナリズムも全般に好意的でない。交渉が進むにつれ、政治問題化する危険性が極めて大きい。

しかし、米国議会が大統領に与えたファースト・トラックの期限内という貴重な時間を韓国との交渉に割くことにしたことは事実である。これは、米国が本気で合意を目指して交渉しようとしている姿勢を示すものであり、最初の強い要求から降りて妥協してくる可能性があることを示唆している。韓国が交渉相手に選ばれたということは、韓国側の自尊心を大いに満足させるものである。難しい交渉であるが、絶対に合意しえないとは断言できない。

もし韓米 FTA が合意に至ったならば、東アジア・アジア太平洋の通商政策地図は大きく塗り替えられることになる。米国はシンガポール、豪州に続いて太平洋西岸の有力国と FTA を結ぶこととなり、東アジアで進行中の経済統合が東アジアの外にも開かれたものであることが印象づけられ、

また太平洋をまたいだ米国の政治・安全保障面の同盟関係も強化される。このことは、日本にとっても大きな追い風となる。まず第1に、韓米 FTA は中国と米国の間のバランスの取り方の先例となり、その後の日本外交の方向付けを容易にする。第2に、日本国内の利益団体から、日米 FTA および日韓 FTA 締結に向けた協力を取り付けやすくなる。たとえば自動車、鉄鋼などは、韓米 FTA がもたらす貿易転換から被害を受ける可能性があるため、そうした不利益を解消するような FTA 締結を財界が強く要求し始める可能性は高い。また国民感情としても、韓国に遅れず積極的に経済外交を進めるべきとの主張が強まるかも知れない。第3に、日米 FTA が WTO 体制の弱体化につながるなどの主張も、現在以上に根拠を失うことになる。

日本が現在交渉中の FTA より先に進もうとすると、これまでの FTA 交渉では自由化していなかったいくつかの主要農産品にどうしても手をつけざるを得なくなる。次の試金石は、豪州との FTA 交渉に踏み切れるかどうかである。日本の豪州からの輸入のうち有税農産品の占める比率は10数%に過ぎないが、もっとも大きな比率を占める牛肉には38%の関税がかかっており、かつ米国において BSE 感染牛が発覚して以来豪州は日本にとって最大の牛肉供給国となっている。農業保護をめぐる国内政治力学も徐々に変わりつつあるが、今後12年の間に抜本的な改革に踏み切れるかどうかの問題である。

日本における日米 FTA の可能性についての官民の研究は、今年(2006年)にはいって急に活発になっている。実際の交渉は、始まるとしても、米国のファースト・トラック権限が失効する2007年夏以降、おそらくは新しい大統領を迎えてからとならざるを得ない。しかし、少しずつでも交渉入りに向けての検討を日米で始めるべきとの声は強まっている。

## 5. 結語

以上、本論文では、東アジア・アジア太平洋地域における FTA の現況を鳥瞰し、さらに日韓による FTA の締結状況について経済学的・政治経済学的解釈を加えながら分析を行った。

経済統合はさまざまな政策論議の中でも経済学が最も鋭い切れ味を発揮するものの1つであり、本来、経済学者・エコノミストが大いに辣腕をふるべき分野のはずである。しかし、本論文で見てきたように、経済統合を他分野の専門家や実務家と議論を戦わせていくためには、国際経済法、国際政治、国内の政治力学、内外の政治経済学などについての最低限の知識を持ち、時々刻々と変わる国内・国際情勢をフォローしていくことが求められる。これは自らの専門に閉じこもりがちな経済学者・エコノミストにとって難しいことかも知れないが、是非とも克服していかねばならない。

また、経済統合をめぐる経済分析にもまだまだ工夫の余地がある。FTA 締結の経済効果計測と言うと、グラヴィティ・モデルを用いて貿易量増加を検出するとか、CGE モデルその他の政策シミュレーション・モデルを回すなどの実証・政策研究がほとんどである。一方、理論研究は抽象度が高ず

ぎて、現実の政策論とあまりに乖離してしまっているものが多い。しかし考えてみれば、FTA は各国の国民経済全体に影響を及ぼすものであり、経済学の諸分野からのアプローチも可能なはずである。現実を踏まえた政治経済学的分析、あるいは法と経済学的な分析も必要である。さらには、東アジア、アジア太平洋地域に固有な経済的・政治的側面の分析も重要である。経済統合に関する経済理論・実証政策研究がさらに盛んになされていくことが望まれる。

( 経済学部教授 )

( 大学院経済学研究科後期博士課程 )

( 韓国・江原大学校経済貿易学部教授 )

( 韓国・延世大学校経済学部助教授 )

#### 参 考 文 献

- ・助川成也 ( 2005 ) 「 ASEAN の対外経済戦略とそのインパクト 」。馬田啓一、大木博巳編『新興国の FTA と日本企業』ジェトロ、98 ~ 121 ページ。
- ・竹内孝之 ( 2005 ) 「東アジア FTA 構想と香港および台湾 」。玉村千治編『東アジア FTA 構想と日中間貿易投資』日本貿易振興機構アジア経済研究所、185 ~ 204 ページ。

表7 環太平洋地域における FTA 締結・交渉状況（2006年6月末時点）

	交渉 / 発効済み				交渉中 / 交渉開始合意		共同研究 / 協議中	
	相手国	署名	発効	WTO 通報	相手国	開始時期	相手国	開始時期
日本	シンガポール	2002年1月13日	2002年11月30日	GATT24条	韓国	2003年12月	中韓	2000年11月
	メキシコ	2004年9月17日	2005年4月1日	GATT24条	タイ	2003年12月	豪州	2005年4月
	マレーシア	2005年12月13日	2006年7月13日	na	フィリピン	2003年12月	スイス	2005年4月
					ASEAN	2005年4月	インド	2005年6月
					インドネシア	2005年6月	カナダ	2005年11月
					チリ	2005年11月	ベトナム	2005年12月
					GCC	2006年4月		
				ブルネイ	2006年5月			
韓国	PTN	1971年10月15日	1973年2月11日	授權条項	日本	2003年12月	NZ	2000年3月
	Bangkok Agreement	1975年7月31日	1976年6月17日	授權条項	マレーシア	2004年8月	日中	2000年11月
	GSTP	1988年4月13日	1989年4月19日	授權条項	カナダ	2005年7月	MERCOSUR	2005年5月
	チリ	2003年2月15日	2004年4月1日	GATT24条	メキシコ	2006年2月	EU	2006年5月
	シンガポール	2005年8月4日	2006年3月2日	GATT24条	インド	2006年3月		
	ASEAN（枠組協定）	2005年12月13日	2006年7月1日	na	米国	2006年6月		
	→ 物品協定はタイ以外と2006年5月に署名							
EFTA	2005年12月15日	2006年7月1日（予定）	na					
中国	Bangkok Agreement	1975年7月31日	1976年6月17日	授權条項	SACU	2004年6月	日韓	2000年11月
	ASEAN（EH付枠組協定）	2002年11月4日	2003年7月1日	授權条項	NZ	2004年12月	インド	2003年11月
	→ 物品協定は2005年7月に発効							
	香港	2003年6月29日	2004年1月1日	GATT24条	GCC	2005年4月		
	マカオ	2003年10月17日	2004年1月1日	GATT24条	パキスタン	2005年4月		
	チリ	2005年11月18日	未発効	na	豪州	2005年5月		
香港	中国	2003年6月29日	2004年1月1日	GATT24条	NZ	2001年4月		

台湾	パナマ	2003年8月21日	2004年1月1日	na	エルサルバドル+ ホンジュラス	2006年5月	シンガポール	2002年2月
	グアテマラ	2005年9月22日	na	na			米国	2002年2月
	ニカラグア	2006年6月16日	未発効	na				
ロシア	アルメニア	1992年9月30日	1993年3月25日	GATT24条				
	キルギスタン	1992年10月8日	1993年4月24日	GATT24条				
	グルジア	1994年2月3日	1994年5月10日	GATT24条				
	CIS	1994年4月15日	1994年12月30日	GATT24条				
	EAEC	1996年3月29日	1997年10月8日	関税同盟				
フィリピン	PTN	1971年10月15日	1973年2月11日	授權条項	日本	2003年12月		
	GSTP	1988年4月13日	1989年4月19日	授權条項				
	AFTA	1992年1月28日	1992年1月28日	授權条項				
インドネシア	GSTP	1988年4月13日	1989年4月19日	授權条項	日本	2005年6月	インド	2005年8月
	AFTA	1992年1月28日	1992年1月28日	授權条項				
マレーシア	GSTP	1988年4月13日	1989年4月19日	授權条項	韓国	2004年8月	インド	2004年12月
	AFTA	1992年1月28日	1992年1月28日	授權条項	パキスタン	2005年2月	チリ	2005年11月
	日本	2005年12月13日	2006年7月13日	na	NZ	2005年3月		
					豪州	2005年5月		
					米国	2006年6月		
タイ	GSTP	1988年4月13日	1989年4月19日	授權条項	日本	2003年12月		
	AFTA	1992年1月28日	1992年1月28日	授權条項	米国	2004年6月		
	パーレーン (EH 付枠組協定)	2002年12月29日	2002年12月29日	na				
	インド	2003年10月9日	2004年9月1日	na				
	BIMSTEC (EH 付枠組協定)	2004年2月8日	未発効	na				
	豪州	2004年7月5日	2005年1月1日	GATT24条				
	NZ	2005年7月1日	2005年4月19日	GATT24条				
	ペルー	2005年11月19日	未発効	na				

シンガポール	GSTP	1988年4月13日	1989年4月19日	授權条項	メキシコ	2000年7月	台湾	2002年2月
	AFTA	1992年1月28日	1992年1月28日	授權条項	カナダ	2001年10月		
	NZ	2000年11月14日	2001年1月1日	GATT24条	スリランカ	2003年8月		
	日本	2002年1月13日	2002年11月30日	GATT24条	バーレーン	2003年10月		
	EFTA	2002年2月26日	2003年1月1日	GATT24条	エジプト	2004年2月		
	豪州	2003年2月17日	2003年7月28日	GATT24条	カタール	2004年4月		
	米国	2003年5月6日	2004年1月1日	GATT24条	クウェート	2004年7月		
	ヨルダン	2004年5月16日	2005年8月22日	na	ペルー	2004年11月		
	インド	2005年6月29日	2005年8月1日	na	UAE	2005年3月		
	Trans-Pacific SEP	2005年7月18日	2006年5月28日	na	パキスタン	2005年5月		
	韓国	2005年8月4日	2006年3月2日	GATT24条				
パナマ	2006年3月1日	未発効	na					
ブルネイ	AFTA	1992年1月28日	1992年1月28日	授權条項	日本	2006年5月		
	Trans-Pacific SEP	2005年7月18日	2006年5月28日	na				
ベトナム	AFTA	1992年1月28日	1992年1月28日	授權条項			日本	2005年12月
ラオス	Bangkok Agreement	1975年7月31日	1976年6月17日	授權条項				
	AFTA	1992年1月28日	1992年1月28日	授權条項				
カンボジア	AFTA	1992年1月28日	1992年1月28日	授權条項				
ミャンマー	GSTP	1988年4月13日	1989年4月19日	授權条項				
	AFTA	1992年1月28日	1992年1月28日	授權条項				
	BIMSTEC (EH 付梓組協定)	2004年2月8日	未発効	na				
ASEAN	AFTA	1992年1月28日	1992年1月28日	授權条項	豪州-NZ	2005年2月	EU	2005年7月
	中国 (EH 付梓組協定)	2002年11月4日	2003年7月1日	授權条項	日本	2005年4月		
	インド (EH 付梓組協定)	2003年10月8日	未発効	na				

	韓国（枠組協定） （物品協定はタイ以外と締結）	2005年12月13日	2006年7月1日	na				
インド	TRIPARTITE	1967年12月23日	1968年4月1日	授權条項	モーリシャス	2005年4月	中国	2003年11月
	Bangkok Agreement	1975年7月31日	1976年6月17日	授權条項	韓国	2006年3月	マレーシア	2004年12月
	GSTP	1988年4月13日	1989年4月19日	授權条項	GCC	2006年3月	日本	2005年6月
	スリランカ	1998年12月28日	2001年12月15日	授權条項	SACU	2001年	インドネシア	2005年8月
	アフガニスタン	2003年3月6日	na	na				
	ASEAN（EH付枠組協定）	2003年10月8日	未発効	na				
	タイ（EH付枠組協定）	2003年10月9日	2004年9月1日	na				
	SAFTA	2004年1月6日	2006年1月1日	na				
	MERCOSUR	2004年1月25日	na	na				
	BIMSTEC（EH付枠組協定）	2004年2月8日	未発効	na				
	シンガポール	2005年6月29日	2005年8月1日	na				
チリ	2006年3月8日	未発効	na					
豪州	SPARTECA	1980年7月14日	1981年1月1日	授權条項	PICTA	2002年10月	日本	2005年4月
	NZ	1983年3月28日	1983年1月1日	GATT24条	NZ-ASEAN	2005年2月	GCC	2006年6月
	Pニューギニア	1991年2月21日	1991年9月20日	na	中国	2005年5月		
	シンガポール	2003年2月17日	2003年7月28日	GATT24条	マレーシア	2005年5月		
	米国	2004年5月18日	2005年1月1日	GATT24条				
	タイ	2004年7月5日	2005年1月1日	GATT24条				
NZ	SPARTECA	1980年7月14日	1981年1月1日	授權条項	PICTA	2002年10月	韓国	2000年3月
	豪州	1983年3月28日	1983年1月1日	GATT24条	香港	2001年4月		
	シンガポール	2000年11月14日	2001年1月1日	GATT24条	中国	2004年12月		
	タイ	2005年7月1日	2005年4月19日	GATT24条	豪州-ASEAN	2005年2月		
	Trans-Pacific SEP	2005年7月18日	2006年5月28日	na	マレーシア	2005年3月		

PNG	SPARTECA	1980年7月14日	1981年1月1日	授權条項				
	豪州	1991年2月21日	1991年9月20日	na				
	MSG	na	1993年7月22日	授權条項				
	PICTA	2001年8月18日	2003年4月13日	na				
米国	イスラエル	1985年4月22日	1985年8月19日	GATT24条	FTAA	1994年12月		
	NAFTA	1992年12月17日	1994年1月1日	GATT24条	SACU	2003年6月		
	ヨルダン	2000年10月24日	2001年12月17日	GATT24条	パナマ	2004年4月		
	シンガポール	2003年5月6日	2004年1月1日	GATT24条	ANDEAN	2004年5月		
	チリ	2003年6月6日	2004年1月1日	GATT24条	タイ	2004年6月		
	豪州	2004年5月18日	2005年1月1日	GATT24条	UAE	2005年3月		
	モロッコ	2004年6月15日	2006年1月1日	GATT24条	韓国	2006年6月		
	DR-CAFTA	2004年8月5日	2006年3月1日	GATT24条	マレーシア	2006年6月		
	バーレーン	2004年9月14日	未発効	na				
	オマーン	2006年1月19日	未発効	na				
	ペルー	2006年4月12日	na	na				
カナダ	NAFTA	1992年12月17日	1994年1月1日	GATT24条	FTAA	1994年12月	CARICOM	2001年1月
	イスラエル	1996年7月31日	1997年9月1日	GATT24条	EFTA	1998年10月	ドミニカ共和国	2002年3月
	チリ	1996年12月5日	1997年7月5日	GATT24条	シンガポール	2001年10月	ANDEAN	2002年8月
	コスタリカ	2001年4月23日	2002年11月1日	GATT24条	CA4	2001年11月	日本	2005年11月
					EU	2005年5月		
メキシコ	PTN	1971年10月15日	1973年2月11日	授權条項	FTAA	1994年12月		
	LAIA	1980年8月12日	1981年3月18日	授權条項	シンガポール	2000年7月		
	GSTP	1988年4月13日	1989年4月19日	授權条項	MERCOSUR	2002年7月		
	NAFTA	1992年12月17日	1994年1月1日	GATT24条	韓国	2006年2月		
	コスタリカ	1994年4月5日	1995年1月1日	na				
	G3	1994年6月13日	1995年1月1日	na				
	ポリビア	1994年9月10日	1995年1月1日	na				
	ニカラグア	1997年12月18日	1998年7月1日	GATT24条				
	チリ	1998年10月1日	1999年8月1日	GATT24条				
	EU	2000年3月23日	2000年7月1日	GATT24条				

	イスラエル	2000年4月10日	2000年7月1日	GATT24条				
	Northern Triangle	2000年6月29日	2001年3月14日	GATT24条				
	EFTA	2000年11月27日	2001年7月1日	GATT24条				
	ウルグアイ	2003年11月15日	2004年7月15日	na				
	日本	2004年9月17日	2005年4月1日	GATT24条				
ペルー	PTN	1971年10月15日	1973年2月11日	授權条項	FTAA	1994年12月	ANDEAN-EU	2006年5月
	LAIA	1980年8月12日	1981年3月18日	授權条項	シンガポール	2004年11月		
	GSTP	1988年4月13日	1989年4月19日	授權条項				
	ANDEAN	na	1988年5月25日	授權条項				
	チリ	1998年6月22日	1998年7月1日	na				
	MERCOSUR (準加盟国)	2003年8月25日	na	na				
	タイ	2005年11月19日	未発効	na				
	米国	2006年4月12日	未発効	na				
チリ	PTN	1971年10月15日	1973年2月11日	授權条項	FTAA	1994年12月	マレーシア	2005年11月
	LAIA	1980年8月12日	1981年3月18日	授權条項	日本	2005年11月		
	GSTP	1988年4月13日	1989年4月19日	授權条項				
	MERCOSUR (準加盟国)	1996年6月25日	1996年10月1日	na				
	カナダ	1996年12月5日	1997年7月5日	GATT24条				
	韓国	2003年2月15日	2004年4月1日	GATT24条				
	ペルー	1998年6月22日	1998年7月1日	na				
	メキシコ	1998年10月1日	1999年8月1日	GATT24条				
	コスタリカ	1999年10月18日	2002年2月15日	GATT24条				
	エルサルバドル	1999年10月18日	2002年6月3日	GATT24条				
	EU	2002年11月18日	2003年2月1日	GATT24条				
	米国	2003年6月6日	2004年1月1日	GATT24条				
	EFTA	2003年6月26日	2004年12月1日	GATT24条				
	Trans-Pacific SEP	2005年7月18日	2006年5月28日	na				

	中国	2005年11月18日	未発効	na				
	インド	2006年3月8日	未発効	na				

出所：下記国際機関及び政府機関等のウェブサイトより筆者集計。世界貿易機関 (<http://www.wto.org>)、米州機構 (<http://www.sice.oas.org/>)、アジア開発銀行 (<http://aric.adb.org/regionalcooperation/>)、日本国外務省 (<http://www.mofa.go.jp>)、Ministry of Foreign Affairs and Trade, Korea (<http://www.mofat.go.kr>)、Ministry of International Trade and Industry, Malaysia (<http://www.miti.gov.my>)、Department of Trade Negotiation, Thailand (<http://www.thaifta.com>)、Ministry of Trade and Industry, Singapore (<http://app.fta.gov.sg>)、Ministry of Commerce and Industry, India (<http://commerce.nic.in>)、Department of Foreign Affairs and Trade, Australia (<http://www.dfat.gov.au>)、Ministry of Foreign Affairs and Trade, New Zealand (<http://www.mfat.govt.nz>)、Office of the United States Trade Representatives (<http://www.ustr.gov>)、Foreign Affairs and International Trade Canada (<http://www.dfait-maeci.gc.ca>)、Ministry of the Economy, Mexico (<http://www.economia.gob.mx>)、Ministerio de Comercio Exterior y Turismo, Peru (in Spanish) (<http://www.mincetur.gob.pe>)、Ministry of Foreign Affairs, Chile (<http://www.direcon.cl>)。注：「EH 付枠組協定」とは「アーリー・ハーベスト（早期関税引下げ措置）付枠組協定」の略。なお、各 FTA の略語の正式名称及び加盟国は下記のとおり。

- ・ ANDEAN: Andean Community (Bolivia, Colombia, Ecuador and Peru)
- ・ Bangkok Agreement (Bangladesh, China, India, Republic of Korea, Lao People's Democratic Republic and Sri Lanka。なお現在の正式名称は The Asia-Pacific Trade Agreement)
- ・ BIMSTEC: Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral Technical and Economic Cooperation (India, Bangladesh, Bhutan, Nepal & Sri Lanka, Thailand and Myanmar)
- ・ CA4: Central America Four (El Salvador, Honduras, Guatemala and Nicaragua)
- ・ CARICOM: Caribbean Community and Common Market (Antigua & Barbuda, Bahamas, Barbados, Belize, Dominica, Grenada, Guyana, Haiti, Jamaica, Monserrat, Trinidad & Tobago, St. Kitts & Nevis, St. Lucia, St. Vincent & the Grenadines and Surinam)
- ・ CIS: Commonwealth of Independent States (Azerbaijan, Armenia, Belarus, Georgia, Moldova, Kazakhstan, Russia, Ukraine, Uzbekistan, Tajikistan and Kyrgyz)
- ・ DR-CAFTA: Central America-Dominican Republic (El Salvador, Honduras, Guatemala, Nicaragua, Costa Rica and Dominican Republic)
- ・ EAEC: Eurasian Economic Community (Belarus, Kazakhstan, Kyrgyz, Russia and Tajikistan)
- ・ G3: Group of Three (Colombia, Mexico and Venezuela)
- ・ GCC: Gulf Cooperation Council (Bahrain, Kuwait, Oman, Qatar, Saudi Arabia and UAE)
- ・ GSTP: Global System of Trade Preferences (Algeria, Argentina, Bangladesh, Benin, Bolivia, Brazil, Cameroon, Chile, Colombia, Cuba, Ecuador, Egypt, Ghana, Guinea, Guyana, India, Indonesia, Iran, Iraq, Libya, Malaysia, Mexico, Morocco, Mozambique, Myanmar, Nicaragua, Nigeria, Pakistan, Peru, Philippines, Korea, Romania, Singapore, Sri Lanka, Sudan, Thailand, Trinidad and Tobago, Tunisia, Tanzania, Venezuela, Vietnam, Yugoslavia and Zimbabwe)
- ・ LAIA: Latin American Integration Association (Argentina, Bolivia, Brazil, Chile, Cuba, Colombia, Ecuador, Mexico, Paraguay, Peru, Uruguay and Venezuela)
- ・ MSG: Melanesian Spearhead Group Preferential Trade Agreement (Vanuatu, Papua New Guinea, the Solomon Islands, Fiji)

- PICTA: Pacific Island Countries Trade Agreement (Cook Islands, Fiji, Kiribati, Micronesia, Nauru, Niue, Palau, Marshall Islands, Papua New Guinea, Solomon Islands, Tonga, Tuvalu Vanuatu and Samoa)
- PTN: Protocol relating to Trade Negotiations among Developing Countries (Bangladesh, Brazil, Chile, Egypt, Israel, Mexico, Pakistan, Paraguay, Peru, Philippines, Korea, Romania, Tunisia, Turkey, Uruguay, Yugoslavia)
- SACU: Southern African Customs Union (Botswana, Lesotho, Namibia, South Africa and Swaziland)
- SAFTA: The Agreement on South Asian Free Trade Area (India, Bangladesh, Bhutan, Maldives, Nepal, Pakistan and Sri Lanka)
- SPARTECA: South Pacific Regional Trade and Economic Co-operation Agreement (Australia, New Zealand, Cook Islands, Fiji, Kiribati, Marshall Islands, Micronesia, Nauru, Niue, Papua New Guinea, Solomon Islands, Tonga, Tuvalu Vanuatu and Western Samoa)
- Trans-Pacific SEP : Trans-Pacific Strategic Economic Partnership (Singapore, New Zealand, Brunei and Chile)
- TRIPARTITE: Tripartite Agreement (Egypt, India, Yugoslavia)
- Northern Triangle (El Salvador, Guatemala and Honduras)